



お知らせ

この工事は、令和8年3月の埼玉県土木工事設計単価表等の労務単価の改定に伴う特例措置の対象です。

受注者は、令和8年3月1日改定の労務単価（以下「新労務単価」という。）を適用した請負代金額への変更協議を、契約約款第61条の規定に基づき発注者に請求することができます。

変更後の請負代金額 = 新予定価格 × 当初契約の落札率

新予定価格：新労務単価及び当初契約時点の物価等により積算した予定価格に相当する価格
当初契約時点の物価等：令和8年3月1日以降の当初契約日時点の資機材価格など

手続の流れ

労務単価改定（3月1日）

工事費の積算
（旧労務単価）

契約締結

受注者の請求

受発注者間協議
による合意

新労務単価での
変更契約締結

■お問合せ先■

特例措置制度について：入札課企画・公共調達改革担当

TEL 048-830-2723

E-mail a2720-02@pref.saitama.lg.jp

具体的な請求方法等について：各発注機関